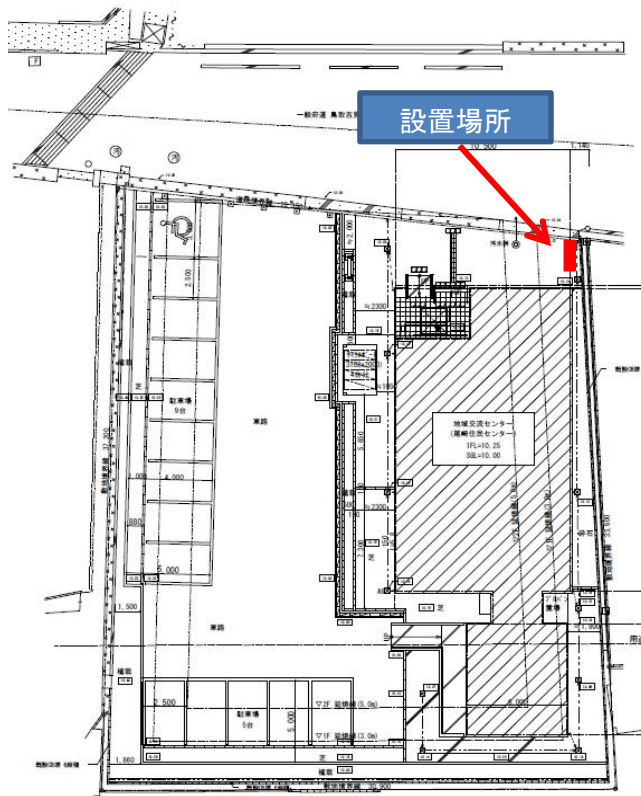


### 設置場所物件調書及び仕様書

物件番号9	最低使用料(年額)	4,000円	昨年度 販売本数	—
施設名	尾崎住民センター	所在地	阪南市尾崎町一丁目10番7号	
使用許可期間	令和元年10月 1日 ~ 令和4年3月31日			
最大更新期間	令和3年度末(令和4年3月31日) ※年度ごとの更新			
設置場所	正面出入口口付近	使用面積	W:2.00m未満 D:0.80m未満	
利用形態、時間	屋外、24時間	販売品目	清涼飲料水(缶又はペットボトル等)	
		販売価格	標準的な小売価格(定価)以下	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所の詳細、搬入等は施設所管課と協議し、施設の管理、運営に支障のないよう配慮すること。</li> <li>・ 使用面積には回収ボックス設置面積を含む。</li> <li>・ 販売品目に酒類を含まないこと。</li> <li>・ 設置場所については要相談</li> <li>・ 周辺施設に尾崎駅、地域交流館あり。</li> </ul>			
施設所管課	地域まちづくり支援課	電話番号(内線)	471-5678 (内)2333	
備考	設置する自動販売機は、標準タイプ自動販売機1台とする。			



※ 電源なし



写真



写真